

## 豊中市保護樹等助成金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、豊中市環境の保全等の推進に関する条例(平成17年豊中市条例第10号。以下「条例」という。)第36条の規定に基づく保護樹又は保護樹林(以下「保護樹等」という。)の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)に対する助成金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。  
(助成対象保護樹等)

**第2条** 助成対象となる保護樹等は、助成を受けようとする年度の4月1日現在において保護樹等の指定を受けているものとする。ただし、同日以降に指定した保護樹等であって市長が必要と認めるものについては、助成対象とすることができる。  
(助成金の交付申込み)

**第3条** 助成金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに保護樹等助成金交付申込書(様式第1号)により申込みしなければならない。  
(助成金の交付決定)

**第4条** 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、当該申込みに係る保護樹等を現認のうえ、助成金の交付決定を行う。この場合において、当該保護樹等が枯死等により保護樹等の要件を欠いているときは、その旨を所有者等に通知するものとする。

2 市長は、前項前段の規定により交付決定を行った場合には、保護樹等助成金交付決定通知書(様式第2号)により決定の通知をするものとする。  
(助成金の交付)

**第5条** 市長は、前条第2項の規定による決定通知を受けた者から、保護樹等助成金交付請求書(様式第3号)により請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。  
(助成金の額)

**第6条** 助成金の額は次のとおりとする。

(1) 保護樹1本につき10,000円とする。ただし、同一の所有者等が複数の保護樹を所有又は占有している場合については、当該所有者等については50,000円を限度とする。

(2) 保護樹林(生垣を除く。)については、次の表のとおりとする。

保 護 樹 林 面 積 (㎡)	助 成 の 額 (円)
500以上 ~ 1,000未満	20,000
1,000以上 ~ 2,000未満	40,000
2,000以上 ~ 5,000未満	50,000
5,000以上 ~ 6,000未満	60,000
6,000以上 ~ 7,000未満	70,000
7,000以上 ~ 8,000未満	80,000
8,000以上 ~ 9,000未満	90,000
9,000以上 ~ 10,000未満	100,000
10,000以上	120,000

(3) 保護樹林(生垣)については、次の表のとおりとする。

生 垣 延 長 (m)	助 成 の 額 (円)
30以上 ~ 100未満	20,000
100以上	40,000

(4) 第2条ただし書の規定により、年度途中で指定を受けたものに対する助成金については、前各号に定める額の2分の1の額とする。

(決定の取消し)

**第7条** 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(2) その他、不正な方法により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

**第8条** 市長は、助成金の交付決定を取り消し、又はその決定の内容を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 附 則 この要領は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 22 年 12 月 3 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。